臨時休校中の課題その②　「航海・計器Ⅱ」　２年海洋科航海コース

作成者：　梅　野　実　乗

＿＿＿年＿＿＿組＿＿番　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・次の(　)に当てはまる適切な語を記入しなさい。

１　あらゆる視界の状態における船舶の航法

（３）衝突のおそれ　船舶が他の船舶と衝突するおそれがあるかどうかの判断について、次のように規定。

①　(　　)に適した(　　)を用いなければならない。

②　レーダーを使用している船舶は、(　　)による走査、探知した物件の(　　)等による系統的な観察等を行うことにより、当該レーダーを適切に用いなければならない。

③　(　　)なレーダー情報その他の(　　)に基づいて、(　　)があるかどうかを判断してはならない。

④　接近してくる他の船舶の(　　)に(　　)が認められない場合は、これと衝突するおそれが(　　)あると判断しなければならない。また、接近してくる他の船舶の(　　)に明確な変化が認められる場合においても、他の船舶が(　　)や(　　)船舶、または(　　)で接近しているときは、これと衝突するおそれがあり得ることを考慮しなければならない。

⑤　他の船舶と衝突するおそれがあるかどうかを確かめることができない場合は、衝突するおそれが(　　)と判断しなければならない。

（４）衝突を避けるための動作　衝突を避けるための動作をとる場合については、次のように規定。

①　(　　)に、(　　)に従って、(　　)動作をとる。

②　衝突を避けるため、(　　)または(　　)の変更を行う場合は、他の船舶が(　　)ように(　　)に行う。

③　次の要件を満たす場合は、(　　)のみの変更が他の船舶に著しく接近することを避けるための最も有効な動作となる。

・(　　)である。
・新たに他の船舶に(　　)ことにならない。
・(　　)な時期に行われる。
・動作は(　　)に行われる。

④　(　　)をとる場合は、他の船舶と(　　)を保って通過するよう動作をとり、その効果を十分に遠ざかるまで(　　)に確かめる。

⑤　(　　)を判断するためや衝突を避けるため必要な場合は、(　　)、または(　　)や(　　)により停止。

（5）狭い水道等　(　　)または(　　)を狭い水道等という。
狭い水道等をこれに沿って航行する船舶は、(　　)であり、かつ、(　　)限り、(　　)に寄って航行しなければならない。狭い水道等にある船舶については次のように規定。

① 漁労船を除く航行中の(　　)は(　　)の進路を避ける。ただし帆船は狭い水道等の(　　)でなければ安全に航行することができない(　　)の通行を妨げてはならない。

② 航行中の船舶は、漁労に従事している船舶の進路を避ける。ただし漁労船は、狭い水道等の内側を航行している船舶の通行を妨げてはならない。

③ 長さ(　　)メートル未満の動力船は、狭い水道等の内側でなければ安全に航行することができない動力船の通行を妨げてはならない。

④ 狭い水道等の内側でなければ安全に航行することができない船舶の通行の妨げとなる場合は、狭い水道等を(　　)はならない。

⑤ (　　)は、追い越される船舶が自船を安全に通過させるための動作をとらなければ安全に追い越すことができない場合は、(　　)により追い越しの意図を示さなければならない。また、その意図に同意した追い越される船舶は、(　　)汽笛信号を行うとともに追い越し船を(　　)をとらなければならない。

⑥ (　　)等で、他の船舶を見ることができない狭い水道等の(　　)等では、十分に注意して航行しなければならない。

⑦ やむを得ない場合を除き、(　　)をしてはならない。